

令和7年度 大東市教育委員会 7月定例会議事録

1. 開催年月日

令和7年7月29日（火） 午前10時00分～午前10時45分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-----------|--------|
| ・教育長 | 岡本 功 |
| ・教育長職務代理人 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |
| ・教育委員 | 工藤 真由美 |

4. 出席説明員（13名）

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ・教育総務部長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長 | 渡邊 良 |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 | 芦田 雄一 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 | 村島 正浩 |
| ・教育総務部次長兼教育企画室長兼課長兼学校教育政策部教育企画室長兼課長 | 有東 良博 |
| ・教育総務部教育総務課長 | 吉田 詠二 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 | 青木 浩之 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長 | 山元 淳 |
| ・学校教育政策部教職員課長 | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 | 笥 誠人 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐 | 西村 公江 |

5. 傍聴者 3名

6. 議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告 |
| 日 程 第 3 | 教委報告第5号
大東市教育委員会事務局人事に係る臨時代理の報告について |
| 日 程 第 4 | 教委議案第22号
令和7年度大東市一般会計補正予算（第2次）【教育関係】に係る意見聴取について |
| 日 程 第 5 | 教委議案第23号
令和8年度使用大東市立小・中学校教科用図書採択について |
| 日 程 第 6 | 一般業務報告 |

7 . 教育長の報告 資料

令和7年7月29日

令和7年 6月

教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	日		
2	月	本会議、予算決算委員会（前期全体会）	
3	火	校園長会	
4	水		
5	木	大東市人権教育研修会	
6	金	ボイス視察	
7	土		
8	日		
9	月	未来づくり委員会・予算決算委員会（未来づくり分科会）	
10	火	諸福中学校区学校運営協議会	
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	住道中学校区学校運営協議会	
19	木	教頭・主任会、管理職選考（面接）	
20	金	予算決算委員会（後期全体会）	
21	土	大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会（北河内大会）	
22	日		
23	月	本会議	
24	火	本会議	
25	水	本会議	
26	木		
27	金	教育委員会定例会	
28	土		
29	日		
30	月		
《備考》 変更となる場合があります。			

令和7年 7月

令和7年7月29日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字：教育長・教育委員出席）	備考	
1	火			
2	水			
3	木	校園長会、北河内地区教育長協議会		
4	金	大阪府都市教育長協議会定例会		
5	土			
6	日			
7	月	北河内地区教育長協議会管外研修		
8	火	北河内地区教育長協議会管外研修		
9	水	大阪府四條畷保健所運営協議会		
10	木	教頭・主任会		
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	市町村教育委員会教育長会議		
15	火			
16	水			
17	木	幹部会議、庁舎整備に関する推進本部会議		
18	金		1学期終業式（幼稚園・小・中学校）	
19	土			
20	日	野外活動センターオープニングセレモニー		
21	月	海の日		
22	火	北河内地区教育長協議会研修会（特別回）、青少年健全育成市民大会	夏 季 休 業 日	夏 季 休 業 日
23	水	北河内地区教育長協議会研修		
24	木		（	（幼稚園
25	金	大阪府都市教育長協議会夏季研修会	小・	幼稚園
26	土		中	（
27	日		学	
28	月	総合計画・総合戦略推進本部会議	校	
29	火	教育委員会定例会	）	
30	水	大東市教育研究フォーラム		
31	木		↓	↓
≪備考≫ 変更となる場合があります。				

令和7年 8月

令和7年7月29日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字：教育長・教育委員出席）	備考		
1	金				
2	土			夏季休業日	夏季休業日
3	日				
4	月			（小・中学校）	幼稚園
5	火				
6	水				
7	木				
8	金				
9	土			学校閉庁日	
10	日			期間	
11	月	山の日			
12	火		学校閉庁日		
13	水		重点期間		
14	木				
15	金	大阪府都市教育長協議会定例会			
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木	大東市公立学校（園）長・教頭主任等夏季研修会			
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	幹部会議			
26	火		2学期始業式（小・中学校）		
27	水	総合教育会議			
28	木	校園長会、社会教育委員会議			
29	金				
30	土				
31	日				
≪備考≫ 変更となる場合があります。					

8 . 議案書

教委議案第 2 3 号

令和 8 年度使用大東市立小・中学校教科用図書採択について

令和 8 年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 6 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

令和 7 年 7 月 2 9 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本 功

理 由

小・中学校の令和 8 年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 4 条、同法施行令第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項の規定により、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を除き、令和 7 年度と同一の教科用図書を採択しなければならないため。

(資料)

令和7年度大東市小・中学校使用教科用図書一覧

(1) 小学校教科用図書 令和6年7月25日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東 書	新編 新しい国語
書 写	3 8	光 村	書写
社 会	1 1 6	日 文	小学社会
地 図	4 6	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年
算 数	2	東 書	新編 新しい算数
理 科	6 1	啓林館	わくわく理科
生 活	2	東 書	新編 新しい生活
音 楽	1 7	教 出	小学音楽 音楽のおくりもの
図画工作	1 1 6	日 文	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	2 2 4	学 研	新・みんなの保健
英 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
道 徳	2	東 書	新編 新しい道徳

(2) 中学校教科用図書 令和6年7月25日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	3 8	光村	国語
書 写	3 8	光村	中学書写
社会(地理)	2	東書	新編 新しい社会 地理
社会(歴史)	2	東書	新編 新しい社会 歴史
社会(公民)	2	東書	新編 新しい社会 公民
地 図	4 6	帝国	中学校社会科地図
数 学	1 0 4	数研	これからの 数学
理 科 (第1)(第2)	6 1	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽 (一般)(器楽)	2 7	教芸	(一般)中学生の音楽 (器楽)中学生の器楽
美 術	9	開隆堂	美術
保健体育	2	東書	新編 新しい保健体育
技術・家庭 (技術)(家庭)	2	東書	(技術分野)新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology (家庭分野)新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英 語	2	東書	NEW HORIZON English Course
道 徳	1 1 6	日文	中学道徳 あすを生きる /道徳ノート

<資料>

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

☆学校教育法附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

9. 一般業務報告

1. 令和7年度大東市一般会計補正予算（第1次）について
2. 令和7年6月大東市議会定例会月議会における一般質問の要旨について
3. 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

令和7年度大東市一般会計補正予算(第1次)について

【学校管理課所管】

歳入

○学校施設整備基金繰入金 5,002千円

- ・学校施設の整備に要する経費に充当するための取り崩し

歳出

○小学校維持管理・保健経費 19,802千円

- ・灰塚小学校校舎空調機改修工事に係る設計業務委託料

○小学校給食運営経費 27,182千円

- ・南郷小学校長寿命化改良工事期間中の代替給食業務委託料

一般業務報告：令和7年7月29日

令和7年 大東市議会 定例月議会（6月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《中村 晴樹 議員》

- 別居親行事参加のフローチャートについて【学校教育政策部】
（保護者の定義・子どもの意見の尊重・接近禁止命令等の定義 等）
- PTAについて【教育総務部】
（入会届提出を求めた学校、個人情報提供同意書を取っている学校 等）
- 歩行者注意喚起灯の今後の展開について【教育総務部】

《みずおち 康一郎 議員》

- 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について【教育総務部】
（予算、高騰による影響、米飯提供回数、副食の量・質 等）

《澤田 貞良 議員》

- 4月1日時点における現状と改善策について【学校教育政策部】
（児童数や職員異動の把握、4月当初の現状に対する見解と働きかけ 等）
- 非常勤講師の実態把握と改善について【学校教育政策部】
（適正配置や過重労働防止、キャリア支援の観点からの取組み 等）
- 学校教育と家庭教育・生活の学びの負担について【学校教育政策部】
（学校が家庭教育に関わる役割も引き受けざるを得ない状況 等）
（総合的に支援する体制づくり）【教育総務部】
- 放課後等デイサービス送迎の現状と改善について【学校教育政策部】
（送迎時の安全面の課題、拘束時間、課題に対する改善策 等）
- 学童保育における学習支援の強化について【教育総務部】
（子どもの学習習慣をサポートする取組み、定期的な把握 ）

《品川 大介 議員》

○学力の向上について【学校教育政策部】

(全国学力・学習状況調査における達成値の推移、学習習慣の定着 等)

○安全・安心な教育環境の推進について【学校教育政策部】

(いじめ見逃しゼロ宣言におけるスクールロイヤーの立ち位置)

《あずま 健太郎 議員》

○北条小・中学校の小中一貫教育(仮称)ほうじょう学園構想【教育総務部】

(開校時期・今年度スケジュール、補助金制度の内容や目途 等)

(新しい教育プログラムの取り入れ)【学校教育政策部】

《木田 伸幸 議員》

○A I ドリル(キュービナ)の活用状況について【学校教育政策部】

(利用状況及び昨年度実績比較、成果 等)

○スクールロイヤーの現状について【学校教育政策部】

(活用状況、学校の反応、運用拡大、成果 等)

○大阪関西万博への参加状況について【学校教育政策部】

(現時点での参加状況、ご家庭からも参加できない場合のフォロー体制 等)

《おおつか 真司 議員》

○通学路の交通専従員の配置について【教育総務部】

一般業務報告：令和7年7月29日

令和7年 大東市議会 定例月議会（6月）一般質問要旨（教育委員会関係）

2番 中村 晴樹 議員

5 学校教育政策部

質問内容

1 別居親行事参加のフローチャートについて

① フローチャートの保護者の定義は

10

答弁内容

15 昨年12月開催の校園長会にて通知いたしました、別居親の行事参加についてのフローチャートでございますが、こちらは別居しておられる父親あるいは母親が学校行事に参加したいものの、同居している父親あるいは母親と意見の相違があった際、学校だけで判断することなく、まずは市教育委員会へ報告し、状況に応じて対応を検討するという流れを示したものになります。このフローチャートに記載しております保護者につきましては、お子様と同居している父親、あるいは母親を想定しております。

20

2番 中村 晴樹 議員

学校教育政策部

25 質問内容

1 別居親行事参加のフローチャートについて

② 「保護者・監護者・父母等」とすべきではないか

答弁内容

30 議員ご指摘の通り、現在のフローチャートには学校が対応するご家庭の窓口を「保護者」と記載しておりますが、同居している父親あるいは母親という意味を端的に示すために「保護者・監護権者・同居父母等」に変更すること、また子どもたちの思いを丁寧に聞くことについて、その重要性をより丁寧に記載すること等を検討してまいります。また、一方で、先ほど議員ご指摘のとおり、保護者について広く示す必要があるとのこともふまえ、別居親についても定義して
35 いく必要があると考えております。

2 番 中村 晴樹 議員

学校教育政策部

5

質問内容

1 別居親行事参加のフローチャートについて

③ 子どもの意見の尊重について

10 **答弁内容**

子どもの思いを正しく把握することは、別居親の行事参加を考える上で最も重要な視点であり、同時に非常に難しいことでもあります。夫婦間の問題により別れて暮らすことになっていても、子どもにとってはかけがえのない父親であり母親でもあることから、親の心を傷つけてはいけなと、本当の気持ちを言うことに、子どもはためらいをもつ可能性もございます。学校の先生に対しても本当の気持ちを伝えることができない子も多くいることもあり得ます。

現在、大阪府においては中学校だけでなく小学校にも心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置する事業が進められており、子どもたちに寄り添いながら、さまざまな相談に乗っていただいております。学校、家庭とも少し距離のある第三者的な立場であるため、子どもたちが本当の気持ちを少しずつ語ることができたというケースも数多く報告されております。今後、スクールカウンセラーの活用をさらに充実させながら、より丁寧に子どもたちの思いを把握する取り組みを広げてまいりたいと考えております。

25

2 番 中村 晴樹 議員

学校教育政策部

質問内容

30 **1 別居親行事参加のフローチャートについて**

④ 接近禁止命令等に含まれる定義は

答弁内容

「接近禁止命令等」の「等」に含まれるものとしたしましては、夫婦が離婚に合意した際に交わされる「離婚協議書」「協議離婚書」あるいは「離婚契約書」と呼ばれるものも想定しております。離婚後の取り決め内容をまとめた文書の

中では、預金や不動産などの財産分与、慰謝料、養育費、名字の扱い、面会交流の取り決めなどが記載されていると認識しております。

夫婦の合意による協議離婚の成立に関する民法第763条、並びに「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、監護費用の分担、面会交流その他の子の監護について必要な事項を定めなければならない」とされている民法第766条を法的根拠として、公証役場での手続きを経て作成された公正証書につきましては、接近禁止命令等に含まれる取り決めであると認識しております。

2番 中村 晴樹 議員
学校教育政策部

質問内容

- 1 別居親行事参加のフローチャートについて**
⑤ HPの公開を

答弁内容

昨年度作成しましたフローチャートにつきましては、学校が対応する際の流れを示しているものであること、また先ほどご指摘いただいた点などをアップデートしていく必要があると考えております。

今後、大阪府教育庁とも連携しながら、共同親権の施行に向けて学校の対応等の周知に関する通知等が発出されましたら、対応してまいります。

2番 中村 晴樹 議員
教育総務部

質問内容

- 3 PTAについて**
① 新年度で入会届の提出を求めた学校はあるか（何校か）

答弁内容

今年度、PTAの加入において「入会届」の提出を求めた学校は1校でございます。そのほか、「非入会届」の提出を求めた学校が2校。その他の学校は、事前説明を行い入会を希望しない方に申し出ていただき、個別対応を行ったと承

知しております。

2 番 中村 晴樹 議員

5 **教育総務部**

質問内容

3 P T Aについて

② 個人情報提供同意書を取っている学校はあるか（何校か）

10

答弁内容

保護者に利用目的や情報の内容を事前説明をしたうえで、個人情報の提供について「同意書」を取った学校は4校でございます。その他の学校は、事前説明を行ったうえで、情報提供に同意しない方に申し出ていただき、個別対応を行っている」と承知しております。

15

2 番 中村 晴樹 議員

教育総務部

20

質問内容

3 P T Aについて

③ これまで学校が保護者の同意なく個人情報をP T Aに提供した事実はあるか

25

答弁内容

学校が児童・生徒や保護者の個人情報をP T Aに提供する必要がある場合には、その利用目的や情報の内容について説明がなされ、総会などにおいて保護者の意思確認を行い提供されており、各校のP T Aが持つ「個人情報取扱規則」に基づく対応を講じられ、同意なく個人情報をP T Aに提供した事実はないものと承知しております。

30

3月定例月議会で申し上げましたガイドラインにおきまして、こうした課題と対応策を整理し、各P T Aの実情を踏まえた継続運営と、学校・家庭・地域の連携により、会員おひとりお一人が有意義に活動いただけるよう、引き続き大東市P T A協議会の取組みを伴走支援してまいりたいと考えております。

35

2 番 中村 晴樹 議員

教育総務部

5

質問内容

7 過去の一般質問の進捗について

① 歩行者注意喚起灯の今後の展開について

10 **答弁内容**

昨年3月、四条北小学校区の通学路に大阪府枚方土木事務所により設置された歩行者注意喚起灯につきまして、交通量調査の結果では、一時停止を行った車両の割合が、設置前と比べて増加し、一定の効果が確認できた旨報告を受けております。

15 こうしたことから、今年度は、南郷小学校区の通学路として指定する市道上に新たな歩行者注意喚起灯を設置する予定でございます。

今後におきましても、信号機のない横断歩道上での事故防止を目的として、通学路の安全対策として必要な箇所がございましたら、関係機関と協議の上で、歩行者注意喚起灯の設置を検討してまいりたいと考えております。

20

3 番 みずおち 康一郎 議員

教育総務部

25 **質問内容**

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

① 給食1食あたりの予算について。市、保護者

30 **答弁内容**

令和7年度における予算につきましては、小学校では1食あたり食材費が平均285円、調理委託料などが約310円、合計で約595円。中学校では食材費が355円、調理委託料などが約495円、合計で約850円の費用が掛かるものと見込んでおります。

35 これらの費用は、昨年10月から、学校給食費無償化に取り組んだことにより、全て市が負担しており、保護者からのご負担は一切ない状況でございます。

3番 みずおち 康一郎 議員

教育総務部

5

質問内容

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

② 米の高騰による影響について

10

答弁内容

本市の学校給食に用いる精米につきましては、大阪府学校給食会から一括購入しておりますが、昨年夏頃からの急激な価格高騰を受け、仕入値が大幅に増加しております。

15

具体的には、昨年11月までは、1キロ当たり約380円だったのに対し、12月から今年3月までの単価は約610円、さらに、今年3月以降の単価は、約780円に跳ね上がっている状況でございます。

一方で、今年度から、食材費予算につきましては、小学校で1食あたり20円、中学校で1食あたり25円をさらに増額し、給食の質・量を低下させないよう取り組んでいるところでございます。

20

3番 みずおち 康一郎 議員

教育総務部

25

質問内容

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

③ 米飯の提供回数について

30

答弁内容

米飯の提供回数につきましては、現在、小・中学校ともに、原則として週4回実施しているところでございます。

精米価格の動向を注視しながらも、和食文化の重視など食育の観点を重視した学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

35

3番 みずおち 康一郎 議員
教育総務部

質問内容

- 5 1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について
④ お米のおかわりについて

答弁内容

10 小学校では、学年の違いや児童らの食べる量に応じて、各学校で必要分量を判断し、米飯がおかわりできるよう提供しております。

また、中学校では、各学校の喫食状況に応じて、クラス単位で、必要なおかわり数を把握し、提供しております。

15 3番 みずおち 康一郎 議員
教育総務部

質問内容

- 20 1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について
⑤ 副食などの量・質の低下について

答弁内容

学校給食無償化の実施によって、成長期にある子どもたちの給食の質・量が低下するようなことがあってはならないと考えております。

25 これまで、本市では、物価高騰による食材費の確保は順次行ってきたところであり、令和4年度以降、小学校では1食あたり60円、中学校では1食あたり75円増額しております。

30 副食などの質・量につきましても、物価高騰のなかにあっても、予算確保を図りながら、食材の見直しや献立のアレンジなど、様々な創意工夫を積み重ねることにより、低下させることなく、安全で美味しい給食の提供に取り組んでまいります。

35 3番 みずおち 康一郎 議員
教育総務部

質問内容

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

⑥ 栄養バランスの基準について

5 答弁内容

栄養バランスの基準につきましては、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」において、給食一回あたりに必要な各栄養素の摂取量や摂取カロリー量などが定められており、本市におきましても、この基準を遵守し、栄養バランスの取れた給食の提供に努めているところでございます。

10

3番 みずおち 康一郎 議員

教育総務部

15 質問内容

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

⑦ そのチェック体制について

答弁内容

給食内容のチェック体制につきましては、学校栄養士や栄養教諭、各学校の給食担当教諭らが参加する「献立検討会」を定期的に行い、実際に提供された給食の献立の味や提供量、残菜状況などに対して、意見の共有や見直し検討を行い、今後の献立に活かしていくことで、より良い献立の作成に努めている状況でございます。

25

3番 みずおち 康一郎 議員

教育総務部

30 質問内容

1 米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響について

⑧ 持続可能な学校給食の運営についての市の見解

答弁内容

昨今、本市の学校給食を取り巻く環境は、非常に厳しい状況でございますが、学校給食の持つ目的や果たすべき役割の重要性に鑑みますと、本市の学校給食

は、義務教育課程における学校教育の一環として、恒久的に実施し続けなければならないと認識しております。

このため、今後におきましても、給食調理室の老朽化問題や、食材費高騰による経済的な影響など、山積する諸課題に対して真摯に向き合い、適切に乗り越えていくことで、持続可能な学校給食の提供をめざしてまいりたいと考えております。

4番 澤田 貞良 議員

学校教育政策部

質問内容

2 学校現場の4月1日時点における現状と改善策について

① 大東市の各学校では、4月1日時点で児童数や職員の異動が確定せず、新しい教頭の異動が重なった時は現場認識が希薄となることで、入学式の段取りなどに混乱が生じていると聞いております。今年度の4月1日時点における児童数や職員異動の確定状況をどのように把握しているのか、お答えください

答弁内容

本市におきましては、これまでも、また今年度におきましても、市内全校、児童生徒数や教職員の異動は、3月下旬の府教育庁・及び市教育委員会の内示により、4月1日時点で確定しており、同日より新年度が正式にスタートいたします。

入学式・始業式までの1週間につきましては、新しい学年・学級体制や教職員の配置を踏まえ、教室や教材の準備、名簿の作成、児童生徒への指導体制の確認、さらには入学式・始業式の運営準備など、非常に多くの業務が短期間に集中する時期であり、これらのことは本市に限らず、全国一律に学校現場における業務が多くなる期間であると認識しております。

特に、教頭他、教員等異動者にとりましては、学校の状況を把握するまでには一定の時間を要するため、入学式の段取りをはじめとした運営面において、混乱が生じる可能性もあることから、各学校では、前年度のうちから新年度に向けた準備を進めており、校長教頭間や職員間での申し送りを行い、業務内容や行事の段取りがスムーズに引き継がれるよう工夫しているところでございます。

4 番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

5 2 学校現場の4月1日時点における現状と改善策について

② 児童数や職員異動を4月1日までに確定させるためのスケジュールや手続きの見直し、教頭の異動に伴う現場認識の希薄化を防ぐための引継ぎや研修体制の強化など、具体的な改善策の検討状況を教えてください

10 答弁内容

人事異動のスケジュールにつきましては、毎年10月と2月の2回にわたり、各校長から人事に関するヒアリングを行っております他、平素より各校から人事上の課題や職員構成上の課題等を丁寧に把握し、教職員の経験や適性、学校
15 教育諸課題との整合性を総合的に勘案し、2月中には大阪府教育委員会への内申を行っております。その後、3月下旬に各校へ異動内示を行い、4月1日の新年度スタートを迎えるという流れとなっております。

このスケジュールについては、府下で統一されております。

一方、特に業務量の多い教頭の異動に際しましては、新しい学校の状況を的確に把握するまでには一定の時間が必要であり、その間、学校全体の運営に影響が
20 生じることも懸念されることから、本市では、新任教頭が着任する学校に対し、令和6年度より「教頭マネジメント支援員」を配置し、学校運営上の助言や業務面でのサポートを行うことで、スムーズな引継ぎと立ち上げが図られるよう支援を行っております。

併せて、校長・教頭間での丁寧な申し送りや、前年度内の準備を促すことにより、4月当初の各校の多忙感を最小限に抑えるよう努めているところでございます。

4 番 澤田 貞良 議員
30 学校教育政策部

質問内容

2 学校現場の4月1日時点における現状と改善策について【再質問】

③ 4月当初の現状は、制度上の制約や法律・規則の問題があるのか、それとも大東市教育委員会の運営や体制の問題によるものと考えているのか、教育
35 委員会の見解をお聞かせください

答弁内容

4 月初旬の学校現場が非常に多忙であることは、本市に限らず全国的な傾向であり、先ほど答弁申し上げました人事面についての事務、内示・辞令発令の日程等のスケジュール感につきましても府下で統一されていることから、多くの自治体・学校が同様の課題を抱えている状況にあり、この状況は現行制度や人事運用の枠組みに起因する部分が大きいと認識しておりますが、今後も 4 月当初の多忙感の軽減に努めてまいります。

4 番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

3 非常勤講師の実態把握と改善について

① 非常勤講師の適正な配置や過重労働の防止、教育の質の維持向上のために、教育委員会はどのような改善策を検討しているのかお答え願います

答弁内容

市教育委員会としましては、非常勤講師の勤務実態や困り感等について、学校訪問時の聞き取りや、各校から毎月提出される実績報告書を通じて把握に努めております。

非常勤講師は、常勤講師と異なり、校務分掌などの学校内組織業務を担うことがないことから、その分、教科指導や授業準備に専念できる体制となっております。

このような特性を踏まえ、非常勤講師が過重な業務を抱え込まず、本来の専門性を活かした質の高い授業が提供できるよう、学校に対しても業務の適正な分担や配慮を依頼しているところでございます。

4 番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

3 非常勤講師の実態把握と改善について

② 非常勤講師の待遇改善やキャリア支援の観点から、今後の取り組みにつ

いてもご説明いただきたいと思います

答弁内容

非常勤講師は、時間勤務という任用形態の特性上、他の仕事と兼務されている方や、教員を退職された後に授業のみの指導を希望されるOBの方など、様々なキャリアを背景としている方々が勤務されており、その柔軟な働き方が学校現場において大きな役割を果たしております。

待遇改善の面につきましては、時間給の見直しが毎年大阪府において行われており、それに準じた形で本市においても市費の非常勤講師について同様の対応を行っており、一定の公平性を保ちながら、処遇の改善に努めているところでございます。

また、キャリア支援の観点からは、市教育委員会として、希望される方に対して、常勤任用への移行を視野に入れた情報提供や助言などにも取り組んでいるところでございます。

4番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

4 学校教育と家庭教育・生活の学びの負担について

① 近年、学校が学校教育だけでなく、家庭教育や生活に関わる様々な学びの役割も引き受けざるを得ない状況にあります。この現状について、教育委員会はどのように認識しているのかお聞きします

答弁内容

近年、共働き家庭やひとり親家庭の増加、生活スタイルの多様化などにより、子どもと向き合う時間を十分に確保することが難しいご家庭が増えてきていると認識しております。

また価値観の多様化や現代社会における様々な要因により、本来各ご家庭で育まれるであろう基本的な生活習慣やマナー、家庭でのルール等につきまして、保護者だけではなく、学校教育の場面で、教職員によるサポートや指導が必要な場面も以前に比べ、増えてきていると認識しております。

「教育」という分野は「学校教育」や「家庭教育」「社会教育」等、本来担い分けがあるものですが、一方で「子どものために」となると、教職員は学校での様子だけでなく、また家庭での過ごし方等についてもスクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー等と連携して、必要に応じてサポートや保護者への指導・助言も行っております。

子どもたちが健やかに成長していくためには、学校での教育とともに、各ご家庭での日々のあたたかで愛情溢れる関わり・養育はもちろんのこと、たとえば、朝食をしっかり食べることや、早寝・早起きの習慣、子どもの行動生活の把握、生活のけじめづけや、がまんすることといった習慣等があるこそ、より効果的な成長支援につながるものと考えており、学校での指導と家庭での見守りが連動することで、より確かな「生きる力」として身につけていくと認識しているところでございます。

4番 澤田 貞良 議員 学校教育政策部

質問内容

4 学校教育と家庭教育・生活の学びの負担について

② こうした多様な教育的役割の増加により、教職員や非常勤講師への負担が増大していると指摘される中で、教育委員会は非常勤講師の配置や支援体制をどのように強化し、教職員の負担軽減と教育の質の維持向上を図ろうとしているのか、具体的な施策を示してください

答弁内容

次に、このような現状に対する支援体制や教育の質の維持向上についてでございますが、市教育委員会としましては、この数年、教頭マネジメント支援員の新規配置や、不登校支援員や授業等支援員、介助員・スクールソーシャルワーカー等の増員配置や、ICTの活用等、市全体で業務環境の改善を進めることで、教職員が授業や一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、教育活動の質を維持・向上できるよう取り組んでおります。

また、家庭での学びの支援として、昨年度末に、家庭学習の手引きとなる「ホームワークガイド 2025」を小学校版・中学校版に分けて作成し、児童生徒が自らに合った学び方で、家庭でも無理なく学びを継続できるよう、各校を通じて周知・活用を促しているところでございます。

市教育委員会としましては、引き続き、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるよう、学校や地域・行政が連携して支援するとともに、教職員にとりましては「大東の教員で良かった」となるよう、様々な施策を展開してまいりたいと

考えております。

4 番 澤田 貞良 議員

5 教育総務部

質問内容

4 学校教育と家庭教育・生活の学びの負担について

- 10 ③ 家庭教育や生活面の支援が学校に過度に集中している現状を踏まえ、学校だけに負担を押し付けるのではなく、地域や家庭、関係機関と連携しながら総合的に支援する体制づくりについて、教育委員会の考えを伺います

答弁内容

- 15 本市教育委員会では、子どもたちの学力向上を図るため、平成26年度に「学校教育と家庭教育の担い分け」や「教員が集中できる学校教育の環境づくり」、「家庭教育支援の必要性」などの課題に対する対応策の検討を開始し、翌年に策定しました『教育大綱』におきまして「家庭教育支援」を重点大綱として位置づけ、平成28年度から「家庭教育支援事業」をスタートさせたところでございます。

- 20 現在では、①アウトリーチ型支援②サロン型支援③セミナー型支援の3つのアプローチにより家庭教育を支援する取組みを展開し、保護者に対する学習の機会や情報の提供などに努めているところでございます。

- 25 一方、社会情勢の変化に伴い、益々、子育てを取り巻く環境が複雑多様化する昨今において、子どもたちの教育の担い手である学校・家庭・地域の役割を明確にする「担い分け」の認識を深め、それぞれの強みを活かして連携することで、より効果的に家庭教育を支援することが求められるようになりました。

- 教育委員会としましては、現行取り組んでおります家庭教育支援事業の拡充を図るとともに、学校・家庭・地域の「担い分け」につきましても研究を進めてまいりたいと考えております。

30

4 番 澤田 貞良 議員

学校教育政策部

35 質問内容

5 放課後等デイサービス送迎の現状と改善について

- ① 近年、放課後等デイサービスの利用が増加し、市内の各学校において送迎車の出入りや生徒の受け渡しに関して、現場の混乱や苦勞が多く報告されています。市内の学校における放課後等デイサービスの送迎車の駐車場所や乗降スペースの確保状況および安全面での課題をどのように把握されているか

答弁内容

近年、放課後等デイサービスの利用が増加している中で、学校現場における送迎の対応につきましては、昨年度1件、小学校より相談を受けて以降、現時点で特に大きな混乱が生じているという報告は受けておりません。

各学校では、事業所と下校時刻を共有し、スムーズな引き渡しが行えるよう、連携を図っているところでございます。また、送迎対応につきましては、学校ごとそれぞれ立地条件や敷地の構造が異なるため、全ての学校で統一した運用とはなっておりませんが、大半の学校においては、門の前に送迎車が一時停車し、教職員が付き添って児童生徒の引き渡しを行っているという把握しております。なお、送迎が一時的に重なる場面では、事業所の車に一定時間待機していただくなど、安全面や混雑回避に配慮した運用が行われている状況でございます。

4番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

5 放課後等デイサービス送迎の現状と改善について

- ② 送迎車の集中による交通渋滞や児童・生徒の安全確保に加え、これらの対応に伴い、学校の先生方の拘束時間が発生し、教育活動への影響も懸念されているが、現場の実態はどのようなになっているか

答弁内容

次に、送迎時における教職員の拘束時間等が発生する懸念についてでございますが、放課後等デイサービスの送迎に際し、学校現場では児童生徒の安全確保を最優先とした対応がなされておりますが、現在のところ、この対応が教職員にとって過度な拘束時間や業務負担となっているとの認識は持っていません。むしろ、送迎の際の事業所とのやりとりを通じて、教職員がその日の学校での出来事や児童生徒の様子を事業所職員に伝えたり、逆にデイサービスでの様子を聞き取ったりすることで、情報共有の貴重な機会となっており、それらの内容を

今後の指導や支援に活かしているという声も多く寄せられております。

こうした連携を通じて、学校と福祉サービスの間で子どもたちの状況をより立体的に把握し、一人ひとりに応じたより良い支援につなげていくことが重要であると考えております。

5

4 番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

10 質問内容

5 放課後等デイサービス送迎の現状と改善について

③ これらの課題に対し、送迎時間の分散、専用乗降スペースの整備、先生方の負担軽減を含めた改善策をどのように検討されているか。市として支援体制も含めてお示しください

15

答弁内容

次に、改善策の検討についてでございますが、現状としましては、各校が関係する事業所の数や対象の児童生徒数等が異なることから、全校で統一的な運用を行うことは難しく、各校が実情に応じた柔軟な対応を行っております。

20 そのため、送迎車の待機時間が長くないよう、事業所に対してお迎えの時間をずらしていただいたり、待機時間が発生する場合は周辺道路を一時的に周回していただくなど、安全かつ円滑な運用となるよう配慮がなされております。

市教育委員会としまして、こうした学校と事業所の調整がスムーズに進むよう、関係部局とも連携しながら、学校現場の負担軽減と安全確保の両立に向けた支援に努めてまいります。

25

4 番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

30

質問内容

5 放課後等デイサービス送迎の現状と改善について

④ 他市の先進事例の調査・導入についても含め、今後の具体的な対応方針をお答えください

35

答弁内容

最後に、他市の事例等をふまえた今後の対応でございますが、放課後等デイサービスの送迎に関する課題は、本市に限らず多くの自治体が共通して抱えているものであり、他市における先進的な取組につきましても、市教育委員会として情報収集を行っているところでございます。

5 例えば、交野市では、放課後等デイサービスに限らず、原則として車両の校内乗り入れを禁止しており、事業者と保護者の間で送迎時間や場所を調整した上で、送迎車両が長時間待機することのないように工夫されております。また、近隣住民への配慮から、送迎車には周辺を周回しながらタイミングを合わせてもらう運用がなされています。また、四條畷市では、同じく原則として校内への乗
10 り入れを禁止しつつ、学校の判断により入校許可証を発行し、必要な場合のみ乗り入れを認めております。さらに、児童生徒の登下校動線と送迎動線が重ならないよう門を分けて対応したり、安全確保のため支援学級担任や介助員が引き渡しや車の誘導にあたるなど、安全面に配慮した工夫がなされています。

15 本市におきましても、これらの事例を参考にしながら、必要に応じてルールの整理の検討も進めてまいります。

4番 澤田 貞良 議員 教育総務部

20

質問内容

6 学童保育における学習支援の強化について

① 大東市の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育では、保護者から「宿題を見てもらえない」「静かに学習する環境がない」という声が寄せられています。本来、学童保育は保育の場であり、学校のように学習指導を行う場ではありません。しかし、保護者にとって、子どもが放課後の数時間をどのように過ごしているかは非常に重要な関心事です。特に共働き世帯が増える中で、家庭学習を補完する場としての期待が高まっているのが現実です。実際、近隣市では、学童保育の時間に「宿題の見守り」や「静かな学習タイム」を導入するなど、子どもたちの学習習慣をサポートする取り組みが進められています。改善できないのかお聞かせください

25
30

答弁内容

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもたちに、
35 放課後の時間帯において学校施設などを利用し、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図ることを趣旨とす

る『児童福祉法』に基づく事業でございます。

本市では、児童の基本的な生活習慣の確立を支援するという観点から、決まった時間に児童が集中して宿題に取り組めるよう「宿題の時間」を設けたり、元教職員の協力を得ながら、教材ドリルを用いた学習指導を行う等の対応を講じているところでございます。

また、「放課後子ども教室」の活動内容の拡充を図るにあたり、放課後児童クラブとの連携ができないか検討を始めているところでございます。

放課後児童クラブは、「保育の場」としての要素が強いものの、子どもたちが宿題や自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、必要な援助を実施することも役割であると認識しております。

今後も、子どもたちの健全な育成を目的とした事業展開を図ってまいります。

4番 澤田 貞良 議員

教育総務部

質問内容

6 学童保育における学習支援の強化について【再質問】

② 放課後の時間は、子どもたちにとって「学び」と「生活」が交差する重要な場でもあります。教育委員会として、各学校に通う児童が放課後の学童保育でどう過ごしているのか、課題がないかを、定期的に把握しているのか

答弁内容

放課後児童クラブでの児童への育成支援の内容等について、指定管理者として委任しております大東市社会福祉協議会からは、3カ月ごとの業務報告を受けているほか、利用児童の保護者に対しましてもアンケートを実施しており、事業運営の課題の把握に努めているところでございます。

とりわけ、昨年10月に実施いたしましたアンケートでは、施設的环境や支援員の対応、おやつの内容、子ども間のトラブル対応、子どもの興味・関心・特性に合わせた工夫がされているかなどをお聴きし、概ね良い評価を頂きました。

一方、これまでご要望のございました夏季休業期間における昼食の配食サービスにつきましては、今年の夏から試行として実施したいと考えているところであり、来月には利用される保護者の皆様にご案内する予定でございます。

今後も、定期的に利用保護者に対するお声をお聴かせ頂き、放課後児童クラブの運営に活かしてまいります。

9番 品川 大介 議員

学校教育政策部

5

質問内容

1 教育大綱及び総合教育会議について

② 学力の向上について

ア 全国学力学習状況調査における達成値の推移

10

答弁内容

令和5年度の教育大綱より、学力向上の一つの指標として、全国学力・学習状況調査における標準化得点と、無解答率の全国値との差、この2点を目標値として設定しております。

15

標準化得点につきましては100、無解答率の全国値との差につきましては1以下を目標値とし、今年度も同じ目標値としているところでございます。

達成値の推移といたしましては、令和5年の標準化得点では、小学校国語・算数で98、中学校でも国語・数学で98となっております。同様に、令和6年度は、小学校国語で97、算数で99、中学校国語で98、数学で97となっております。

20

また、令和5年の無解答率の全国値との差の達成値につきましては、小学校、中学校ともに0.7であり、令和6年度は、小学校で0.35、中学校で0.8となっております。

25

この数値だけを見ますと、まだ道半ばとも言えますが、全国学力・学習状況調査が開始されました平成19年度の標準化得点、小学校で96.8、中学校では95.5であった数値が、本市における十数年間の学力向上施策を経て、昨年度、令和6年度は小学校で98、中学校で97.5となっており、市全体として確かな改善が見られております。

30

また、無解答率の全国との差につきましても、平成19年度の平均値は、小学校で3.2、中学校で4.5となっておりますが、昨年度、令和6年度は小学校で0.35、中学校は0.8であり、いずれも目標値としておりました「1以下」を達成し、かつ大幅な改善が見られております。

市教育委員会としましては、今後も、各校が着実に研究と実践を継続し、授業改善が学力向上に結び付くよう支援してまいりたいと考えております。

35

9番 品川 大介 議員
学校教育政策部

質問内容

- 5 1 教育大綱及び総合教育会議について
② 学力の向上について
イ 学習習慣の定着

答弁内容

- 10 「学力向上に必要なことは」と問われますと、一つが教員の「日々の授業改善・授業力向上」、そしてもう一つが児童生徒の「学習習慣の定着」であると言えます。

- 15 令和6年度に実施いたしました「普段、学校の授業以外の時間に、どのくらい勉強しますか」というアンケート調査では、「全くしない」と回答した割合が、小学校で11.4%、中学校で15.0%となっており、いずれも全国を上回る数値となっております。

- 20 また、「1日あたりどのくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴（学習やゲームを除く）などをしますか」の項目において、「1日4時間以上」と回答した割合は本市中学生で32.7%、小学生でも20.7%となっており、全国比でも大きく上回っており、習慣面の課題が浮き彫りになっております。

- 25 学習習慣の定着のためには、学校での指導だけではなく、各ご家庭での日々の声掛けや見守り等、家庭での生活習慣や学習のあり方が大切であると考えております。

- 市教育委員会としまして、家庭学習の手引きとなる「ホームワークガイド2025」を昨年度改訂し、小学校版、中学校版に分けて、各校へ示し、学習習慣の定着に向けた好事例の横展開を行っているところでございます。

今後も引き続き、各ご家庭との連携及び啓発に努めてまいります。

30

9番 品川 大介 議員
学校教育政策部

質問内容

- 35 1 教育大綱及び総合教育会議について
③ 安全・安心な教育環境の推進について

ア いじめ見逃しゼロ宣言におけるスクールロイヤーの立ち位置について

答弁内容

5 いじめ認知等、これまでは、子どもと接するなかで対応力が磨かれるといった、
教員の個々の経験によるところも大きかった生徒指導の分野において、近年は、
法に定められた対応が求められ、ネットトラブルに代表される新たな人権課題
についても、法的根拠に基づく専門家の助言が必要不可欠となってきた状況
にございます。

10 児童生徒を取り巻く環境が複雑化している令和の時代において、生徒指導上
の諸課題の速やかな解決につなげるとともに、人権を守ることの重要性やいじ
めの法律上の扱いについて理解を浸透させる役割をスクールロイヤーに担って
いただいております。

15 具体的な業務としては、学校からの法的相談への対応、子どもたちに対するい
じめ予防授業の実施、教職員への研修などが挙げられ、今年度、市独自で子ども
の最善の利益を追求するスクールロイヤー制度を構築しているところでござい
ます。

10番 あずま 健太郎 議員

20 教育総務部

質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

① 開校時期

25 ア 現段階で想定される開校時期

答弁内容

30 昨年6月定例会議会にてご議決をいただきました『基本構想』では、（仮称）
ほうじょう学園の開校時期を、令和11年4月以降とし、改修工事も開校後に
継続する内容にしておりました。

一方、本年3月に、「検討委員会」からいただきました、意見書では、「工事期
間中から開校までの間、教育活動に支障をきたすことが無いよう、最大限努め
ること。」とされました。

35 これは、受験を控える北条中学校の生徒の負担を最小限にとどめたいとのご
意見や、北条小学校の児童の引っ越し回数を極力低減したいとする考えに基づ

くものでございました。

教育委員会としましては、こうしたご意見を基に、令和１１年４月開校は技術的に可能であるものの、より安定・安全な工期工程を保证するため、また、土砂災害警戒区域に対する重要性は変わらないものの、工事期間中の生徒・児童への配慮も必要であるため、対応を整理したところでございます。

つきましては、基本設計のローリングを定めるにあたり、開校時期を令和１２年４月予定として、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

10 10番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

15 ② 今年度のスケジュール

ア 義務教育学校の設置に向けた動き

答弁内容

まず、施設整備に関しましては、現在、本年９月の完成をめざし、基本設計の策定業務を進めているところでございます。

その後は、実施設計・工事をデザインビルド方式にて行うための事業者選定を「総合評価一般競争入札」で実施する予定にしております。

こうした事務を進めるにあたりまして、本年９月定例会議会におきまして、工事費用等を計上させていただき、翌年の３月定例会議会で契約議案が提出できますことを目標に据えてまいりたいと考えております。

並行しまして、本事業は大規模な工事を伴うものになりますため、新しい学校設置の内容に加えまして、工事概要に関する説明会を実施してまいりたいと考えております。

また、ソフト面に関しましては、教職員らと協調し、義務教育学校の特例を活かした教育課程の研究を推し進めますとともに、今年度も「検討委員会」を開催し、学校名をはじめ開校に向けて決めて行くべき事柄を、どのような手法で決めていくべきなのか、ご意見をお聴きしてまいりたいと考えております。

35 10番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

③ 国の補助金

5 **ア 補助金制度の内容や用途**

答弁内容

公立の義務教育の学校の施設整備を進めるにあたりましては、法律で、2種類の国庫負担の制度が定められています。

10 そのうちの 하나가、『公立学校施設整備費負担金』と言われるもので、新築・増築をする場合に、国がその一部を負担するものでございます。

また、もう一方が、『学校施設環境改善交付金』と言われるもので、改築等をする場合に、自治体が「施設整備計画」を作成し、国が予算の範囲内で交付することができるものでございます。

15 文部科学省や大阪府教育委員会に確認しましたところ、特に、今年度は、学校体育館の空調設備や耐震化設備などに、交付金が振り分けられたものと聞き及んでおります。

計画的に整備を進めるにあたりましては、こうした負担金や交付金の採択は必須条件となりますことから、今後の予定や計画に関しましては、しっかりと
20 国・大阪府に伝え、ご教示を頂くなどの調整を図りますとともに、必要に応じて、議員の皆さまにもお力添えを賜りながら、要望活動を展開してまいりたいと存じます。

25 **10番 あずま 健太郎 議員**

学校教育政策部

質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

30 **④ 新しい教育の提案**

ア 新しい教育プログラムの取り入れ

答弁内容

（仮称）ほうじょう学園は、本市初の義務教育学校として設置する予定であり、
35 各教科におきましては、9年間の学びを系統立てたカリキュラム構成とするとともに、様々な学校行事を通じて行う異年齢交流や地域学習に関する取組み、探

究的な学習や情報活用能力に関する取組み等、施設一体型小中一貫校として特色ある教育課程の編成が可能となります。

具体的には、例えば、従来の「総合的な学習の時間」における探究学習の一層の深化を図るため、前期課程第1学年と第2学年の「生活科」と、後期課程第7
5 学年の特別活動の授業時数の一部を、新たな教科「(仮称) ほうじょう未来科」に組み込むなど、工夫あるカリキュラム構成が可能となります。

議員ご提案の「外国語」教育の充実に向けた取組みにつきましても、国際社会に生きる子どもたちにとって、必要な学びの一つであると認識しております。

市教育委員会としましては、今後、学校長が教育課程の編成を行う際の選択肢の一つとなるよう、全国各市町村の好事例等、研究に努めるとともに、小中連携
10 会議やワークショップ等、様々な機会に教職員とも交流・検討を進めてまいりたいと考えております。

15 **13番 木田 伸幸 議員**
学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について

20 **① A Iドリル(キュビナ)の活用状況について**

ア 現在の利用状況は。また、昨年度実績との比較は

答弁内容

A I型デジタルドリルの活用状況につきましては、今年度に入りまして、5月
25 は小学校74%、中学校63%、全体で70%でございました。4月から5月にかけては全体で10ポイント以上の活用率向上が見られ、前年度の同月と比較しますと、4月は6%の上昇、5月も4%の上昇となっており、年度を重ねるごとに活用率が上昇しております。

特に、小学校に関しましては、半数の学校において80%以上の活用状況とな
30 っており、プリントやノート等、紙媒体を用いた学習を終えた児童が、次のステップとして、個々にタブレット端末を開き、楽しみながらA I型デジタルドリルを始めているとの事例を複数伺っております。

中学校におきましては、課題に取り組む時間やテスト実施後の復習として、ノ
ートを使って学習する生徒と、A I型デジタルドリルに取り組む生徒とが混在
35 し、個に応じた個別最適な学びの姿が見られております。

市教育委員会としましては、今後も市内各校で活用率が上昇していくものと

推測しており、加えて、秋に予定しております学習者用一人一台 GIGA 端末の更新の際には、新たにタッチペンの配布も行いますことから、ますます利便性が向上し、飛躍的に活用率が上がっていくものと期待しております。

5

13番 木田 伸幸 議員
学校教育政策部

質問内容

10 **1 教育環境の向上について**

① A I ドリル（キュビナ）の活用状況について【再質問】

イ 他市との比較はどのようなものか

答弁内容

15 他市との比較につきましては、全校一括で教育委員会が契約している団体、学校単位で契約している団体など導入状況が様々であるため、一概に比較することは困難ですが、年度当初のこの時期につきましては、活用がかなり定着している他市の教育委員会におきましても活用が低い時期であります。本市におきましては、先ほど申し上げました今年度5月の実績値70%は、全国平均値と比較して、10ポイント以上大幅に上回っている状況でございます。

20

13番 木田 伸幸 議員
学校教育政策部

25

質問内容

1 教育環境の向上について

① A I ドリル（キュビナ）の活用状況について【再質問】

ウ 成果はどのようなものか

30

答弁内容

A I 型デジタルドリル活用の成果といたしましては、例えば、小学校では、多くの学級で、朝の学習時間等で一斉に取り組んでおりますが、その中でも、A I が各児童の解答を解析し、難易度が細分化された豊富な問題の中から個に応じた最適問題が出題されていることから、つまずきが少なく、知識・技能の着実な定着につながっております。

35

また、中学校においては、テスト対策や家庭学習としての活用機会が多く、習熟度に応じた効率的な学習に取り組むことができます。

また、昨年度末に実施しました教員アンケートによりますと、教員が問題を選択し、児童生徒に配信するワークシートの機能により、問題の作成時間が大幅に短縮されたという意見が多くあり、作業負担の軽減により、授業づくりに費やす時間が充実したという効果も表れております。

これらの効果が、児童生徒一人ひとりの学力向上の一助となるよう、授業や家庭学習への効果的なA I型デジタルドリルの組み込みに向け、引き続き各校への支援を充実させてまいります。

13番 木田 伸幸 議員
学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について

① A Iドリル（キュビナ）の活用状況について【再質問】

エ 当初予算では子どもたちが一年間を通して、キュビナを活用して学習することができないと思われるがどのように対応するのか

答弁内容

令和7年度の当初予算額につきましては、前年度の予算額より減額したことから、当初はA I型デジタルドリルや他のデジタルドリルの併用活用等、様々なパターンを視野に入れて検討をしていたところですが、3月定例会議会においてご議論頂きました内容を踏まえまして、A I型デジタルドリルのサービス提供事業者と協議を行い、中学校では全学年年度末まで、小学校第2学年から第6学年においては9月末まで活用できる内容の契約を締結しております。

10月以降の小学校でのA I型デジタル教材のあり方につきましては、1学期の活用状況や成果をふまえて、今後の方向性を定めてまいりたいと考えております。

13番 木田 伸幸 議員
学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について

② スクールロイヤーの現状について

ア 活用状況についてどの頻度でアドバイスをもらっているのか。

また、利用内容（相談内容）はどのようなものか

5

答弁内容

今年度スタートさせることができました、市独自のスクールロイヤー事業につきましては、4月から5月末までの2か月間で、スクールロイヤーに30件弱の相談に対応していただくとともに、1学期中には市内全20校を巡回して各校が気になる案件に対して、校長先生やいじめ担当教員等へアドバイスをいただく予定にしており、すでに16校を訪問しております。

また、緊急事案対応等で各校でのケース会議にも10件弱参加いただいております、情報の整理や外部機関との連携、学校がやらねばならないことの役割分担など、特にいじめ対応に関する学校の動きの留意点を第三者の立場から俯瞰的にご指摘いただいております。

15

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

20

質問内容

1 教育環境の向上について

② スクールロイヤーの現状について【再質問】

イ 学校側の反応はどのようなものか

25

答弁内容

学校からは「いじめ対応担当教員研修会で、いじめに関する法律の基礎知識・基本的な対応がよくわかった」という反応や、「学校が対応に苦慮している案件で、すぐにアドバイスをもらえたことで、今後の方向性に見通しを立てることができた」という声など、肯定的な評価が数多く寄せられているところでございます。

30

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

35

質問内容

1 教育環境の向上について

② スクールロイヤーの現状について【再質問】

ウ 今後の運用拡大についてどのように考えているか

5

答弁内容

今後は、各校での子どもたちへの「いじめ予防授業」の実施も検討するとともに、7月30日に開催いたします大東市教育研究フォーラムにおきましても、教職員向けに「法的対応の必要性について」ご講演いただく予定にしております。

10 さらに、教育委員会事務局での学習会においても講師としてお招きし、法的対応が求められる場面での対応について、ケーススタディ形式で指導主事のスキルアップを図る予定にしております。

15 13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について

20 ② スクールロイヤーの現状について【再質問】

エ 「スクールロイヤーならではの」成果はあったのか

答弁内容

25 学校の教員は、教育の専門家として子どもたちのやる気を引き出し、学びを深める授業展開の在り方を日々研究しております。子どもたちを取り巻く環境が複雑化している現代におきましては、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉とつなぐスクールソーシャルワーカーなど、各分野の専門家と連携することが子どもたちの健やかな成長につながるものと考えております。

30 法律の専門家であるスクールロイヤーは、子どもたちの最善の利益のため、法律によって守られていることを発達段階に応じてわかりやすく伝える役割を担っていただいていると考えております。また、教職員を守る観点におきましても、スクールロイヤーからの助言は大変有効なものであります。

35 市教育委員会としましては、引き続き各校のニーズに対して、迅速かつ効果的に活用できるよう、スクールロイヤーと密に連携を図ってまいりたいと考えております。

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

5 質問内容

1 教育環境の向上について

③ 大阪関西万博への参加状況について

ア 現時点での参加状況

10 答弁内容

本市における各校の現在の状況としましては、小学校が8校、中学校では4校が校外学習として実施済みでございます。残りの小・中学校につきましては、7月に4校、8月に1校、9月に3校、10月に1校が、参加する予定となっており、各校において、ていねいな準備がなされているところでございます。

15

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

20 質問内容

1 教育環境の向上について【再質問】

③ 大阪関西万博への参加状況について

イ 安全面等、心配な点はなかったか

25 答弁内容

各校実施後には、市教育委員会より学校に対して児童生徒・引率状況等、成果や課題を聞き取っておりますが、現在まで、会場への入場は学校団体であることからスムーズに入場できており、小・中学生及び引率教職員の、熱中症やケガ等の、トラブルの報告も受けておりません。

30 児童生徒の引率につきましては、各校で十分な下見を行い、安全に留意するうえで、適切な人員および人数で行われているものと承知しております。

また、森ノ宮駅付近に設置されております子ども専用列車待機場や、万博会場内の団体休憩場等には、1名ずつ専門のスタッフが配置されているなど、児童・生徒の安全・安心を最優先に考えた、学校からの引率教職員以外のサポート体制も様々に組まれております。

35

なお、複数学年で優先列車あるいは専用列車を利用する学校の実施におきま

しては、市教育委員会としましても市独自に指導主事を同行させる等、児童生徒の安全・安心を第一に考えた支援を行っているところでございます。

今後、暑くなる時期を迎えるにあたり、東西エントランス広場にそれぞれ50台ずつのスポットエアコンが設置されるなど、様々な対応がなされると聞き及んでおりますが、引き続き情報の収集を行い、必要な情報につきましては速やかに学校と共有してまいりたいと考えております。

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について【再質問】

③ 大阪関西万博への参加状況について

ウ 子どもたちにとって楽しく、意義深い体験となっているか

答弁内容

実施済の学校からは、児童生徒の様子として、万博会場内で、偶然前を歩いておられた外国の方が物を落とされた際、とっさに英語で声をかけ、落とされた物を外国の方へお渡しする光景が見られた等、授業で身につけた知識や技能等を日常の場面で生かす、よい実践の場にもなった、との報告を受けているところであり、他にも「仲間と行くことができて良かった」「会場を歩くだけでワクワクした」、「テレビで見るよりも大屋根リングは何倍も大きくて迫力があった」、「いろいろな国について展示されているコモンズ館で、その国のものや歴史・文化などを学ぶことができた」との感想等、参加できたことを喜ぶ声を聞いているところでございます。

13番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

質問内容

1 教育環境の向上について【再質問】

③ 大阪関西万博への参加状況について

エ 参加しなかった学年や当日欠席の児童生徒が、ご家庭の都合で家族などとも参加できない場合のフォロー体制について

答弁内容

学年単位で参加しなかった児童生徒及び当日に欠席をした児童生徒につきましては、学校を通じまして、大阪府より「こども招待一日券」が配付され、後日、
5 ご家庭ごとに自由に参加できることとなっております。

加えまして、仕事の都合等でご家庭での万博への参加が難しい場合につきましては、この間の報道によりますと、夏休み期間中に、大阪府が委託を行った専門のスタッフが、申し込みのあったご家庭の児童・生徒を無料で引率するツアーを開催する方針であると聞き及んでおります。

10 今後も引き続き、情報収集を行い、必要な情報につきましては速やかに学校と共有してまいりたいと考えております。

14番 おおつか 真司 議員

15 教育総務部

質問内容

3 通学路の交通専従員の配置について

① 3月一般質問後の進捗について

20 イ 教育総務部

答弁内容

通学路の交通安全対策につきましては、今年度におきましても、『通学路交通安全プログラム』に基づき、「大東市通学路安全推進協議会」における合同点検
25 について、本年10月中の開催に向け、準備を進めるとともに、緊急を要する危険箇所があれば、適宜対応しているところでございます。

現在は、各小学校へ照会を行ってございました通学路状況の点検調査について、先月末に回答を提出していただきましたので、その内容の確認と状況の整理などを進めているところでございます。

30 なお、今年度からは、子ども安全見守り隊の方々による活動が難しくなっている箇所についても、合同点検の調査対象とし、対策が必要な箇所の把握を行っていく予定でございます。

35 14番 おおつか 真司 議員

教育総務部

質問内容

3 通学路の交通専従員の配置について

② シルバー人材センターへの要望について

5

答弁内容

今年3月の定例会議会におきまして、議員からご指摘がございましたように、「子ども安全見守り隊」の担い手不足が深刻化している地域があることにつきましては、教育委員会としても、重要な課題として真摯に受け止めているところで

10

です。
近隣の自治体におきましては、すでに見守り活動の担い手不足や通学路の状況などにより、警備会社やシルバー人材センターなどへ業務委託していることを確認しております。

先ほど申し上げました各校からの点検調査の内容確認と状況整理をすすめるなかで、「子ども安全見守り事業」を所管する産業・文化局が持つ情報を突合させ、危険箇所の対応策と併せ、まずは本市の実態把握に努め、業務内容や連携先の在り方などの検討を進めてまいりたいと考えております。

15

20 **14番 おおつか 真司 議員**
教育総務部

質問内容

3 通学路の交通専従員の配置について

25 **③ 登下校時の危険箇所の掌握について**

答弁内容

児童の登下校時の危険箇所につきましては、保護者や市民の方からの通報や、学校による通学路点検などに基づき、その把握に努めているところでございます。

30

通学路点検では、全国で過去に発生した痛ましい事故を踏まえ、「ヒヤリハットの事例があった箇所」などが無いかを中心に、学校において点検・確認作業を進め、市教委へ報告していただくこととしております。

これら危険箇所の安全対策につきましては、これまでは、適宜、大阪府や警察署、道路管理者と連絡・協議を行い、路面標識の改善や看板の設置、道路補修など、物理的な安全対策を講じてまいりました。

35

一方で、近年は、危険箇所に対する物理的な安全対応での解決に時間や費用を要するなどの課題が明らかになっております。

- 5 こうした課題に対する解決策を探っていくため、今年度の「通学路安全推進協議会」における合同点検におきましては、物理的な安全対応が難しい箇所や見守り活動が困難となっている箇所などに対して、人的配置による安全対策も視野に入れて、該当する危険箇所の安全点検を進めてまいりたいと考えております。

大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

令 和 7 年 6 月 9 日

規 則 第 2 8 号

大東市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成 2 1 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表大東市立深野小放課後児童クラブ第 2 の項の次に次のように加える。

大東市立深野小放課後児童クラブ第 3

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年7月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和7年7月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員にお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第2「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 本日は4点について報告いたします。 まず、1点目は7月7日から8日の2日間、北河内地区教育長協議会管外研修があり、名古屋市に行っていました。 名古屋市教育委員会では「ナゴヤ・スクール・イノベーション」と題して、協同性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、子ども中心の学びを進める学校づくりを推進すべく、令和4年度に「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、実践が進められています。 1日目は、名古屋市立高針台中学校を視察させていただき、名古屋市教育委員会、そして中学校より不登校施策についてお話を伺うなど研修いたしました。校内支援ルームも見学し、「だれ一人取り残すことのない学校づくり」の具体的な方針、取組みについて説明していただきました。 本市においても、昨年度より全校において校内支援ルームを設置しております。このことは全国的に見てもかなり先進的なことであると思っておりますが、それだけにその内容の充実についてもしっかりと学校と連携を図っていかなければならないと考えております。その意味では、校内支援ルームの位置づけや実際の運用面、全教職員の情報共有の在り方などたいへん参考になりました。 2日目は名古屋市立山吹小学校での公開授業に参加させていただきました。子どもたち自らが立てた学習計画に沿って学習を進める、いわゆる「自由進度学習」の時間を参観いたしました。

どの児童も学びに向かう姿勢がすばらしい授業でありましたが、その準備や学校全体での理念の共有、価値づけ、そして継続的な研修があってこそその実践であるだろうことを強く感じたところです。

好事例の表面的な部分のみを模倣するのではなく、本市の子どもたちの実態と向き合いながら、それらの取組みの背景や文脈、プロセスなども十分踏まえて、教育施策に生かしてまいりたいと考えております。

2点目は、7月20日、大東市立野外活動センター「キャンピーだいとう」の夏季オープニングセレモニーに出席し、61名のキャンプリーダーの皆さんに激励の言葉を述べました。

毎年、多くの子どもたちが夏休みに野外活動センターで貴重な体験をします。

今年度も800名以上の子どもたちの参加が見込まれています。

私は常々、本市の子どもたちの現状を考えたとき、成長のための大きなキーワードは『習慣』と『体験』であると考えています。

本市小中学生が今年もかけがえのない体験をし、よき思い出と成長につなげてくれることを確信できた、そのようなオープニングセレモニーでした。

3点目は、7月22日に北河内地区教育長協議会研修・特別回が守口市文化センターにて開催され、参加いたしました。

講演会の講師は東京大学大学院教授、脳科学者の池谷裕二氏で、脳科学の観点からの教育・子育てについて、生成AIの進化についてなどたいへん興味深いお話を伺うことができました。

たとえば、次の内容は学校教育や家庭教育において「なるほど」と感じたお話です。

私たちはやる気、意欲がまずあってこそ、行動につながるものと考えがちで、子どもたちともそのように日々向き合うことが多いかもしれませんが、脳の働きとしてはまず行動しないと始まらない、そこから意欲が生まれてくる。つまり、やる気は行動の原因ではなく結果であるということです。

やる気が必要と感じるのは池谷先生いわく低次元の発想で、勉強の時間がくれば当たり前のように、やる気があるかどうかに関係なくルーティンとして始めることで、さらに意欲・工夫が生まれるというものです。

だからこそ、『習慣』が大切であるという、まさに子どもたちの育ちの原点につながってくるお話であったと思います。

最後に4点目は7月22日に開催されました「青少年健全育成市民大会」に出席いたしました。記念講演として大阪保護観察所の方より「少年非行の現状と、その立ち直りについて」がございました。

太田委員もご出席いただきましたので、後ほど感想などお聞かせいただければと思います。

今後の予定でございますが、明日30日は「第14回大東市教育研究フォーラム」が開催されます。午前中はサーティホールにて全体会が、午後からは市民会館にて4講座を開講いたします。

教職員のみならず、市民や保護者の皆様にもご参加いただきます全体会では、「SNSのリスクを知り、共存していける子どもたちを育てるために」という演題でN I T情報技術推進ネットワーク株式会社の篠原嘉一様にご講演いただきます。

8月に入りますと、6日から18日までを学校閉庁日期間と設定しております。この間、保護者の方から学校への緊急の連絡等につきましては、市教育委員会事務局にまずはしていただくことになっております。

8月21日に、大東市立公立学校園長・教頭主任等夏季研修会を実施いたします。研修内容は「授業づくり」・「人権教育」についてを予定しております。

最後に、8月27日に「総合教育会議」が予定されております。「総合教育会議」は市長と教育委員会が、教育に関する課題や目指すべき方向性を共有し、連携を深めるための場でございます。

今回の議題は教育大綱の改訂についてなどとなっております。

「教育長の報告」は以上でございます。

では、太田委員、「青少年健全育成市民大会」にご出席いただいた感想など、何かございますでしょうか。

太田委員

今お話がございました「青少年健全育成市民大会」の講演に行かせていただきまして、青少年犯罪の現状とその立ち直りということでお話を聞かせていただきました。

福西先生の冒頭の話の中で、戦後、非行少年が増加した山が三つあるというようなお話がございまして、そのうちの二つがすごく気になったので、その二つのお話をしたいと思います。

まず一つ目の山は、私が生まれたちょうど昭和27年28年ぐらいが大きな山であったと。戦後7年8年の状況の世の中ですので、大変混沌としている世の中であるという中で、非行少年が増加したというような話でございました。

納得と言ったらおかしいですけども、ある意味理解できましたが、もう一つの山というのが、ちょうど私が就職をして10年ぐらい経った昭和の59年60年ぐらいで、高度経済成長期が終わった後のいわゆる国が豊かになった、その時点での非行少年の犯罪が増加した。ならば、混沌としている状況の中で犯罪が起きる、国が豊かになってきてやはり増える、というような状況の中で、何か複雑な気持ちで聞かせていただいて、持ち帰ってきました。

岡本教育長

ありがとうございます。

委員の皆様何かご意見等ございませんでしょうか。

日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、日程第3 教委報告第5号 大東市教育委員会事務局人事に係る臨時代理の報告について、及び日程第4 教委議案第22号 令和7年度大東市一般会計補正予算（第2次）【教育関

係】に係る意見聴取について、を議題とします。

なお、これらの案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

岡本教育長

教委報告第5号及び教委議案第22号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

傍聴にお越しの皆様は、席にお戻りいただいて結構ですので事務局の職員は傍聴人にお声がけをお願いします。

岡本教育長

次に、日程第5 教委議案第23号 令和8年度使用大東市立小・中学校教科用図書採択について、提案理由の説明をお願いします。

算所長

教委議案第23号「令和8年度大東市立小・中学校使用教科用図書」の採択についてご説明をさせていただきます。令和8年度に大東市立小・中学校が使用する教科用図書を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第14条及び第15条第1項の規定により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は、毎年度同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないと定められているためでございます。

これにより、採択期間は小学校が令和6年度から9年度、中学校が令和7年度から10年度となります。

以上のことから、小・中学校の令和8年度使用教科用図書につきましては、小・中学校どちらも令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないということになります。

資料「令和7年度大東市立小・中学校使用教科用図書一覧」にございます教科用図書の採択について、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長

以上で、本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第6 一般業務報告 でございます。

1番、令和7年度大東市一般会計補正予算（第1次）について、報告をお願いします。

北本部長

『令和7年6月大東市議会定例会月議会における議決事項について』、報告申し上げます。

「令和7年6月定例会月議会」は、本年6月2日から6月25日まで開催され、「令和7年度大東市一般会計補正予算（第1次）」につきまして、全員賛成で「可決」されたところでございます。

また、この内容は、去る4月18日に開催されました教育委員会定例会におきまして、「教委議案第18号」の意見聴取として、ご審議頂いたところでございます。

まず、資料中段の「歳出」から説明申し上げます。

「学校管理課」所管の、「小学校維持管理・保健経費」1,980万2千円の増額は、灰塚小学校校舎空調機改修工事設計業務委託料でございます。

当該校の校舎空調につきましては、設置から15年以上が経過しており、老朽化が著しく、早急に改修工事を行う必要があるため、計上したものでございます。

次の、「小学校給食運営経費」2,718万2千円の増額は、南郷小学校長寿命化改良工事期間中の代替給食業務委託料でございます。

諸福小学校におきまして長寿命化工事を実施しているところでございますが、当該校の新給食室の共用開始が遅延したことに伴い、代替給食の実施を延長する必要が生じ、南郷小学校での実施分の予算不足が生じたので、増額計上したものでございます。

資料の先頭にお戻り頂きまして、次に、「歳入」について、でございます。

「学校管理課」所管の、「学校施設整備基金繰入金」500万2千円の増額は、「歳出」の「小学校維持管理・保健経費」に充当するため、当該基金から取り崩しを行うものでございます。

以上が、「令和7年度大東市一般会計補正予算（第1次）について」の報告でございます。

よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

2番、令和7年6月大東市議会定例会月議会における一般質問の要旨について、報告をお願いします。

北本部長

『令和7年6月定例会月議会の一般質問要旨について』、報告申し上げます。

「一般質問要旨（教育委員会関係）」の資料をご覧ください。

令和7年6月定例会月議会の「一般質問」は、6月23日月曜日から6月25日水曜日まで、3日間にわたって行われました。

「一般質問」は、14名の市議会議員がなされ、このうち教育に関するご質問は、7名の市議会議員からございました。

「質問概要」につきましては、すべて報告申し上げますが、「答弁概要」につきましては、本会議の事前に行われました「全体答弁調整会議」にて調整されたものを、報告申し上げます。

それでは、一覧表を用いて、「質問概要」を報告申し上げます。

中村議員からは、「別居親行事参加のフローチャート」、「PTA」、「歩行者注意喚起灯の今後の展開」について。

みずおち議員からは、「米の高騰による学校給食等子どもたちへの影響」について。

澤田議員からは、「4月1日時点における現状と改善策」、「非常勤講師の実態把握と改善」、「学校教育と家庭教育・生活の学びの負担」、「放課後等デイサービス送迎の現状と改善」、「学童保育における学習支援の強化」について。

品川議員からは、「学力の向上」、「安全・安心な教育環境の推進」について。

あずま議員からは、「北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想」について。

木田議員からは、「A Iドリルの活用状況」、「スクールロイヤルの現状」、「大阪・関西万博への参加状況」について。

最後に、おおつか議員からは、「通学路の交通専従員の配置」について、それぞれご質問を頂きました。

次に、「答弁概要」の資料をご覧ください。

1点、報告申し上げます。

「答弁概要」の21ページをご覧ください。

あずま議員からの「（仮称）ほうじょう学園の開校時期」に関するご質問に対し、21ページ、29行目にございますように、「昨年6月定例会月議会にてご議決をいただきました『基本構想』では、（仮称）ほうじょう学園の開校時期を、令和11年4月以降とし、改修工事も開校後に継続する内容にしておりました。一方、本年3月に、「検討委員会」からいただきました意見書では、「工事期間中から開校までの間、教育活動に支障をきたすことが無いよう、最大限努めること。」とされました。」

引き続き、22ページ、6行目をお願いいたします。

「つきましては、基本設計のローリングを定めるにあたり、開校時期を令和12年4月予定として、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。」と答弁いたしました。

また、「（仮称）ほうじょう学園の今年度のスケジュール」に関するご質問に対しましては、22ページ、19行目にございますように、「施設整備に関しましては、現在、本年9月の完成をめざし、基本設計の策定業務を進めているところでございます。その後は、実施設計・工事をデザインビルド方式にて行うための事業者選定を「総合評価一般競争入札」で実施する予定にしております。こうした事務を進めるにあたりまして、本年9月定例会月議会におきまして、工事費用等を計上させていただき、翌年の3月

定例月議会で契約議案が提出できますことを目標に据えてまいりたいと考えております。」と答弁いたしました。

令和7年6月定例月議会の「一般質問」要旨の報告は、以上でございます。

詳細につきましては、お手元の資料にてご確認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

3番、大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について、報告をお願いします。

山元課長

「大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」報告申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、深野小放課後児童クラブの入所児童数の増加に伴い、利用教室を現状から1教室増やし3教室とすることから、同規則別表の大東市立深野小放課後児童クラブ第2の項の次に大東市立深野小放課後児童クラブ第3として追加し、令和7年7月1日より施行となったものでございます。

以上が、「大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」の報告でございます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

以上で本日の日程は全て終了となりました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いします。

北本部長

次回、9月の教育委員会は令和7年9月12日(金)午前10時00分からの開催をご提案申し上げます。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は9月12日午前10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、7月定例会を終了といたします。

以上

令和7年9月12日

岡本教育長

齊藤委員